第２号様式

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

部課等名　教育推進部　図書館	番号　５

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>図書館資料の複写</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>茅ヶ崎市立図書館運営規則第６条第１項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>茅ヶ崎市立図書館運営規則第６条第２項、第３項</td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合は
その理由）</td><td>１　複写することができる図書館資料は、市が所有し、又は寄託を受けた図書館資料とする。ただし、教育委員会が複写することが適当で無いと認めたときは、この限りではない。
２　上記ただし書き中、教育委員会が複写することが適当でないと認めたときを例示すると次のとおりです。

①　営利を目的とするとき。
②　複写する部分が２分の１を超えるとき。
③　雑誌の最新号
④　新聞の最新版
⑤　１人が同一資料を２部以上複写しようとしたとき。
⑥　その他著作権法に抵触するとき。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>著作権法第３１条</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成９年１０月　１日設定（平成１３年　４月　１日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合は
その理由）</td><td>総日数　５日以内（休日は含まない。）</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１５年　９月　１日設定（平成１７年１０月　１日最終変更）</td></tr>
</table>